

大阪市における行政のデジタル化推進にかかる大阪市 ICT 戦略室と株式会社セールスフォース・ドットコムとの連携協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）及び株式会社セールスフォース・ドットコム（以下「乙」という。）は、大阪市における行政のデジタル化推進に資する相互の連携及び協力に関する事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、デジタル・トランスフォーメーション（DX）のための具体的取組を進め、市民の利便性と業務の効率化の両面から行政のデジタル化推進に寄与することを目的とする。なお、連携協力については、特定の事業や業務を想定しておらず、互いの知見・技術等を活用して市民の利便性と業務の効率化の両面から行政のデジタル化推進に寄与することを概念的な目的としているため、各当事者間において、いかなる権利義務関係その他の法的拘束力の生じるものではない。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項は次のとおりとし、その具体的な取組の内容については、甲及び乙が協議の上、別途定めることとする。

- 1 ICTの活用による、市民サービスおよび市民の利便性向上に関すること
- 2 情報システムの刷新や業務プロセスの見直し等を通じた、行政事務の効率化に関すること
- 3 その他両者が必要と認める事項に関すること

（連絡調整）

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲及び乙に連絡調整窓口を設ける。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結時から令和4年3月31日までとする。

（非拘束）

第5条 本協定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものにとず、各当事者間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。各当事者は、第1条に定める目的又は第2条に定める連携・協力その他本協定に定める事項が達成されなかった場合でも、いかなる責任も負わないものとする。

- 2 本協定は、各当事者の製品又はサービスの購入、利用その他について定めた既存の契約に優先したり、それらを変更したりするものではない。
- 3 本協定にかかる秘密情報の取り扱いについては、別途相互秘密保持契約を締結する。

(協議)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、甲、乙記名押印の上、各々その控えを保管する。

(甲) 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

契約担当者 ICT戦略室長 鶴見 一裕

日付：令和3年12月3日

(乙) 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー12階

株式会社セールスフォース・ドットコム

代表取締役会長 兼 社長 小出 伸一

日付：令和3年11月30日